

建築（建設）承認申請書

年 月 日 摂津市長 様 住 所 申請者 氏 名 （法人にあっては、名称 及び代表者の氏名） 電話番号 （ ） 都市計画法第 3 7 条第 1 号の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。		※ 手数料欄 年 月 日 手数料 円 収納済
開 発 登 録 簿 の 番 号		
建築物又は特定工作物の敷地の所在及び地番		
予定建築物等の用途		
承認を要する理由		

※ 受 付 欄	※ 承 認 欄
	摂津市指令 第 一 号 この建築（建設）について、次の条件を付けて承認します。 年 月 日 摂津市長 条件 都市計画法第 36 条第 3 項の規定による工事完了公告の後、建築基準法に基づく完了検査を受けること。 （教示） この処分に不服があるときは、次のとおり異議申立てをし、又は取消しの訴えをすることができます。 1 この指令書を受け取った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により摂津市長に異議申立てをすることができます（なお、指令書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。 2 この指令書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、摂津市を被告として（訴訟において摂津市を代表する者は、摂津市長となります。）、大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、指令書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1 の異議申立てをした場合には、処分の取消の訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。
※ 備 考	
申請代理人 住所及び氏名	電話番号 （ ）

（注） ※印欄は、記入しないこと。